

畠山家における奉書の展開と木沢家の出自

馬部隆弘

はじめに

畠山家内衆出身の木沢長政は、享祿三年（一五三〇）末に細川晴元の有力内衆として突如として史料上に現れ、瞬く間に山城・河内・大和へと勢力を伸ばす^①。これだけの実力を持ちながらも、長政の出自や前半生については、はっきりしたことがわかっていない。そこで本稿では、ひとまず木沢家の出自について検討することとしたい。

畠山家の内衆を網羅的に検討した弓倉弘年氏によると、木沢家は一五世紀前半に在京奉行人として登場している^②。のちに、畠山家が義就流と政長流に分裂すると、木沢家は前者の内衆として活動した。そして、長政段階になって守護代クラスへと地位を上昇させる。先行研究の理解は、概ね右の点で一致するが、長政以前における木沢家の地位の変動については、評価に細かい相違がみられる。

応仁二年（一四六八）に、「五人奉行方」と呼ばれる木沢助秀・斎藤宗時・遊佐盛貞・誉田就康・遊佐就家らの連署奉書が登場する^③。川岡勉氏は、木沢助秀をはじめとする署判者を、当時の「義就方の中心メンバー」とした^④。そして、応仁・文明の乱終結とともに河内へ下向した義就の

周辺で、側近の奉行人が台頭しはじめたことを、花田家清・豊岡慶綱・小柳貞綱の「河内三奉行」が連署した文書から指摘する。さらに延徳二年（一四九〇）の義就没後、花田家清と豊岡慶綱が河内から追われると、文龜元年（一五〇一）を初見として木沢氏が小柳氏とともに奉行人として活動を始める。ここから、木沢家は「十六世紀に入ると義就流畠山氏の奉行人として台頭」したとする。

弓倉弘年氏の場合は、それより少し前の明応二年（一四九三）段階に、木沢家を「有力内衆」であるが、「守護代家より家格の劣る」家と評価している^⑤。また、小谷利明氏は、奉行人奉書と呼ばれてきた「五人奉行方」連署奉書を、遊佐就家と誉田就康が守護代であることから、「守護代層」による奉書と理解を改める^⑥。同様に矢田俊文氏も、「五人奉行方」を守護代などの実力者であるとし、「官僚」ではないとした^⑦。

以上のように、長政以前に木沢家が地位を上昇させるタイミングについては、評価に微妙な違いがみられるが、だからといって意見が直接的に衝突するようなこともなかった。なぜなら、「五人奉行方」である木沢助秀の地位について、「中心メンバー」「有力内衆」「守護代層」と、いずれの論者も幅を持って解釈しうる表現を用いているからである。そのため、こ

の段階の木沢家の地位を低く見積もれば、川岡氏のように台頭の時期は遅めの評価となるし、高く見積もると、小谷氏のように畠山家における奉行人の地位は高いという評価になる。ゆえに、木沢助秀の位置付けをより厳密にすることが、長政以前の木沢家を評価するうえで課題となってくる。

問題点は、「五人奉行方」と「河内三奉行」の連署奉書に代表させて、義就の内衆構造を論じてきたということにも見出せよう。なぜなら、いずれの連署奉書も、畠山家の奉書全体からみるとやや特殊な部類に属するからである。そのため本稿では、畠山家における奉書様式の展開のなかに、二種の連署奉書を位置づけるという手続きを踏まえたうえで、木沢家の系譜について考えることとしたい。

一 義就の河内下向前

1 応仁以前の奉書

応永五年（一三九八）に畠山基国が管領に就任して以降、畠山家は三管領の一翼を担うこととなる。これを機に、文書発給の業務が大幅に拡大したことは想像に難くない。文書の発給体制もそれに伴って整備されたと思われるので、本稿では、この時期を上限として検討を始めることとする。

「大伝法院領紀伊七箇庄等重書案」には、文書を記した奉行人の名が逐一注記されており、ここから初期の畠山家在京奉行人が判明する^③。列挙すると、応永七年の畠山基国施行状案に「執筆伊地知民部入道寿持」とみえるのをはじめとして、同九年も基国の奉行人を彼がとめている。続けて、応永一四年の畠山満慶施行状案に「執筆木沢兵庫入道善堯」とみえ、以後、同一五年・一七年にも彼が畠山満家の奉行人をととめている。これ

が木沢家の初見となる。

次に、畠山家の奉書を検討すべく、管見に入ったものを【表】に掲出しておいた（以下、この表から引用する際は、「1」の如く記す）。基本原則の変遷を把握するため、【表】には政長流のものは含んでいない。同じく基本原則を探るために、一部の例外を除いて書止文言が「仍執達如件」となるもののみを掲出し、当主の意を奉じる内容でも書状形式のものは省いた。

まず確認したいのは、応永一四年を初見として奉行人として活動する木沢善堯が、永享五年（一四三三）の「8」まで在職していることである^④。それと同時に、応永二六年および翌二七年の「5」^⑤では、「木沢蓮因」も奉行人として活動している。おそらく、彼は永享二年から三年にかけてみえる「木沢常陸入道」と同一人物であろう^⑥。このように、ほぼ同時に二人の木沢氏が奉行人として登場する。このことは、奉行人の人数枠が複数存在したであろうことも意味している。

善堯以前の奉行人には、先述のように「伊地知民部入道寿持」がいた。【表】からは、彼の存在を直接的に窺うことはできないが、応永一一年に畠山家内衆として文書を発給している「伊地知入道秀為」に注目したい^⑦。となると、「1・2」の発給者も伊地知秀為とみてよからう^⑧。秀為の署名のなかには、「寿持」を崩したようにみえるものもあるので、「寿持」は誤写の可能性もある。以上の点から、秀為は少なくとも応永七年から同一一年まで奉行人をととめたと考えられる。その後継者である伊地知民部丞直賢は、木沢家と袂を分かち、政長流の「内奉行」あるいは「内之奉行」と呼ばれる立場となっている^⑨。

【表】全体を見渡して指摘しうるのは、単署となるのが初期の「2」^⑩・「4」

【表】政長流を除く畠山家の奉書

番号	年・月・日	発給者(日下↑奥)	ゴシック体は守護代家	宛所	原本	対象	出典
1	応永9・4・4	(伊地知) 秀為	長激	遊佐民部丞(家久)	案文	紀伊	粉河寺御池坊文書一ト号(『和歌山県史』中世史料一)
2	9・6・23	(伊地知) 秀為		遊佐民部丞(家久)	正文	紀伊	且来八幡神社文書一四号(『和歌山県史』中世史料一)
3	21・閏7・2	善光(木沢善光)		遊佐河内守(慶国)	案文	紀伊	且来八幡神社文書一九号(『和歌山県史』中世史料一)
4	22・10・11	善光(木沢善光)		遊佐河内守(慶国)	案文	紀伊	且来八幡神社文書三四号(『和歌山県史』中世史料一)
5	26・5・3	木ノ沢連因・遊佐国盛		遊佐孫四郎(国継)	案文	紀伊	金剛三昧院文書『高野山文書』第五卷(三九号)
6	26・8・3	(木沢) 連因・(遊佐) 国盛		遊佐孫四郎(国継)	案文	紀伊	葛原家文書八三三号(『和歌山県史』中世史料一)
7	27・8・1	(木沢) 連因・(遊佐) 国盛		遊佐越前守(国継)	案文	紀伊	葛原家文書八六号(『和歌山県史』中世史料一)
8	永享5・4・4	(木沢) 善光・(遊佐) 国盛		遊佐加賀入道	正文	紀伊	湯橋家文書八号(『和歌山県史』中世史料一)
9	(年未詳)・8・27	繁元・(遊佐) 国盛		遊佐左衛門大夫	案文	越中	『東大寺文書』一七三三号
10	長祿2・12・13	木沢秀興・遊佐国助		齋藤式部丞・木沢兵庫助	案文	越中	『東大寺文書』一七二四号
11	4・3・23	繁元・(遊佐) 国助		山科沙汰入御中	正文	越中	『東大寺文書』一七二二号
12	応仁2・5・14	木沢兵庫助秀・斎藤新右衛門宗時・遊佐越中盛貞・菅田就康・遊佐就家		法性寺地下・東福寺雜掌	案文	山城	『山科家礼記』応仁二年六月一三日条
13	2・8・14	(木沢) 助秀・(菅田) 就康・(遊佐) 就家		柳原之内東寺領百姓中	案文	山城	東福寺藏文書(新井本)(宮内庁書陵部蔵)
14	2・8・15	(木沢) 助秀・(斎藤) 宗時・(遊佐) 盛貞・(菅田) 就康・(遊佐) 就家		東寺雜掌	正文	山城	東寺百合文書ヲ函九九号
15	2・10・29	(木沢) 助秀・(斎藤) 宗時・(遊佐) 盛貞・(菅田) 就康・(遊佐) 就家		法住寺住持	正文	山城	『妙法院史料』古文書一六五号
16	文明3・閏8・25	(木沢) 助秀・(遊佐) 盛貞		天野山金剛寺衆徒御中	正文	河内	『金剛寺文書』二二六号
17	19・6・28	(小柳) 貞綱・(豊岡) 慶綱・(花田) 家清		観心寺年預房	正文	河内	『観心寺文書』二〇五号
18	延徳2・9・2	(小柳) 貞綱・(花田) 家清・(豊岡) 慶綱		僧坊年預御坊中	正文	河内	叡福寺文書(東京大学史料編纂所影写本)
19	文亀元・10・23	宗春・(木沢) 盛秀		太子僧坊中北坊	正文	河内	叡福寺文書(東京大学史料編纂所影写本)
20	永正3・3・20	宗春・(木沢) 盛秀		田井筑後守	案文	紀伊	小山文書(東京大学史料編纂所影写本)
21	4・3・12	(木沢) 盛秀・(小柳カ) 康綱		太子僧坊雜掌	正文	河内	叡福寺文書(東京大学史料編纂所影写本)
22	4・4・25	(小柳カ) 康綱・(木沢) 盛秀		在井太夫	正文	紀伊	有井家文書『高野山文書』第一卷一七〇号
23	(4)・6・13	(小柳カ) 康綱・(木沢) 盛秀		橋爪三郎左衛門他三名	案文	紀伊	奥家文書二三号(『和歌山県史』中世史料一)
24	大永4・11・3	英作・(平) 英正		金剛寺	正文	河内	『金剛寺文書』二四九号
25	7・11・21	宣忠・(小柳) 家綱		太子僧坊衆御中	正文	河内	叡福寺文書(東京大学史料編纂所影写本)
26	享祿2・2・10	(小柳) 家綱・宣忠		歎(観) 心寺雜掌	正文	大和	『観心寺文書』二二五号
27	4・7・17	(小柳) 家綱・(平) 英房		真観寺納所禪師	正文	河内	『真観寺文書の研究』一七号
28	天文21・4・26	(平) 誠佑・(遊佐) 家盛		真観寺納所禪師	正文	河内	『真観寺文書の研究』一八号
29	24・9・11	(木沢) 矩秀・(小柳) 綱		真観寺納所禪師	正文	河内	

(註) 東寺百合文書は京都府立京都学・歴史館東寺百合文書WEBによる。書止文言は、14が「仍下知如件」、23が「仍状如件」、29が「仍而執達如件」。

のみで、原則として連署となるということである。木沢善堯・蓮因が奉行人であることや、遊佐国盛・国助が河内守護代、菅田久康が山城守護代であることを踏まえると¹⁴⁾、応永二六年の「5」を端緒として、日下に奉行人、奥に守護代が連署する奉書が確立したとみてよからう。奉書の執筆者である奉行人が下位にあたるため日下にまず署判し、内衆で最高位の守護代がその内容を追認する形で奥に署判しているのである。

従来の研究では、連署する者は同じ立場にあるということとを所与の前提としていたため、署判する者全員を一括して奉行人層とするか、もしくは守護代層とするか、二者択一的な結論が求められてきた。しかし、そもそも連署する者の立場が異なるため、その考えかた自体に無理があったのである。署判者の立場について、いずれの研究者も曖昧な表現で評価せざるを得なかったのは、右のような事情によるものといえよう。

また、【表】では、連署する守護代がはじめは河内守護代に限定的で、のちに山城守護代が一例のみみられる点にも注意したい。弓倉弘年氏によると、義就流の守護代は河内守護代が最高位で、その下に山城守護代、そして紀伊守護代が続くという¹⁵⁾。したがって、守護代のなかでも上層の者のみが、奉書に署判しえたということになる。

2 応仁・文明の乱段階の奉書

「五人奉行方」のうち遊佐就家・菅田就康・遊佐盛貞は、義就が守護を更迭されているため、公的には守護代の立場にない。しかし、最も奥に署判する就家は、義就方内部においては、内衆最上位の河内守護代家に相当するのではないかと考えられる。次席の就康は、先述のように先代の久康が山城守護代で、やはり次席に位置していた。そして、三番目の家格にあ

たる盛貞は、越中守を通称としていることから、越中守護代家に相当するのではなからうか。以上のように右の三者は、義就方内部において、奉書に署判しうる守護代家の家格にあったと想定される。

さて、右の点と前節の検討を踏まえると、「五人奉行方」連署奉書は、奉行人と守護代家の総意であることを表現した文書様式といえるのではなからうか。木沢善堯と蓮因が同時期に奉行人をつとめていたように、奉行人の人数は複数存在するので、「五人奉行方」のうち残る木沢助秀と斎藤宗時を奉行人と想定しつつ議論を進めておこう。

「13」では、木沢助秀が日下に署判し、守護代家二名が奥に連署している。「16」は、奉行人と守護代家が一人ずつ署判する畠山家本来の連署奉書と理解できるので、日下に署判する木沢助秀は奉行人とみられる。斎藤宗時が奉行人として日下に署判する文書自体は残されていないが、「遊佐越中・斎藤新右衛門等、入折帟」とみえるように、守護代家の遊佐盛貞と連署している事例が確認できる¹⁶⁾。

「五人奉行方」連署奉書の署判部分には、「13」「16」で確認できるように原文には諱しか記されないが、「14」を筆写した記録では、署判部分に「木沢兵庫助秀判／斎藤新右衛門宗時判／遊佐越中盛貞判／菅田就康判／遊佐就家判」と名字や通称の加筆がみられる¹⁷⁾。これは、別の所に伝わる「12」と完全に一致する。ここから、「五人奉行方」連署奉書の包紙には、「木沢兵庫・斎藤新右衛門・遊佐越中」と記されており、案文作成時にその情報 が転写されたと推察できる。おそらく、奉行人二人と守護代家一人の組み合わせで奉書がひとまず用意され、最終的に万全を期して残り二人の守護代家も署判を加えることとなったのであろう。

以上のように、「五人奉行方」は奉行人二人と守護代家三人で構成され

ており、奉書発給にあたっては五人の署判を揃えるに越したことはないが、少なくともそれぞれのグループから一人ずつは署判をする必要があったといえる。

二 義就流の守護代家

1 遊佐就家

前章で明らかとなったように、畠山家の奉書には、奉行人だけでなく守護代も署判する。そして応仁二年（一四六八）以降は、遊佐就家・誉田就康・遊佐盛貞という義就方内部における守護代家当主が、その役割を継承する。したがって、以降の奉書を分析するにあたっては、署判者のうちにこの三家の系譜に連なる人物が含まれているか否かが一つの焦点となる。そこで本章では、義就流の顕著な動きがみられなくなる天文末年頃までを対象として、該当する人物をあらかじめ検出しておく。なお、義就流守護代家の人物比定は、これまで厳密になされたことがあまりないので、就家・就康・盛貞の出自や動向についても整理しておきたい。

遊佐就家の発給文書は、文正元年（一四六六）が初見で、延徳三年（一四九一）を終見とする^⑭。後述のように「遊佐五郎」が守護代家として河内に在陣していることをはじめとして、東寺の取次である遊佐盛貞が繁多であるため「遊佐五郎」が代理をつとめている事例や、「遊佐越中守・五郎方」と並記されている事例などから、就家の仮名は「五郎」と考えられる^⑮。就家は、のちに「弾正忠」を通称とするが、明応二年（一四九三）の政変において、政長流の守護代遊佐河内守長直を倒すと、「河内守」を名乗るようになる^⑯。

「遊佐弾正」の名は、後述の誉田久康とともに畠山家の内衆筆頭として嘉吉二年（一四四二）にはみえるように、世襲されていた^⑰。したがって、長祿四年（一四六〇）に義就の重臣として並ぶ「遊佐壇正・誉田三河」は、就家の先代にあたるはずである^⑱。

細川京兆家の場合、当主が幕府に出仕する際、騎馬で臣従するのは年寄衆のうち守護代家であった^⑲。それを踏まえると、明応二年の出仕にあたって、畠山基家に従う「騎馬三人遊佐弥六・同越中守・誉田^{（正徳）}」が、当時の畠山家の守護代家に相当すると考えられる。ここでは内衆筆頭の就家の名が登場せず、遊佐弥六が名代となっている。文明六年（一四七四）に「遊佐之弟」である遊佐弥六が討死しているので^⑳、就家はその後継者にあたる人物を名代として立てたのであろう。遊佐弥六のちに独立したようで、上山城三郡の守護代をつとめているが、明応六年に討死している^㉑。

就家も、同年に畠山基家とともに戦没したという情報が伝わるが、これは誤報であった^㉒。しかし、これ以後表舞台から姿を消している。そして次節で述べるように、文龜二年（一五〇二）には河内守の受領名を遊佐就盛が名乗るようになる。就盛段階の河内守護代家の動向については次節で取り上げるので、ここではそれ以後の足取りについて、断続的ではあるが確認しておく。

まず、大永三年（一五二三）に文書を発給している遊佐堯家は、押紙に「弾正少弼」と注記があり、通称と通字が共通することから系譜に連なる者と考えられる^㉓。そのほか、大永七年正月に畠山義堯の書状を取り次ぐ「遊佐弾正左衛門尉」や同年十一月に戦没した「遊佐弾正忠」なども存在するが、通称に微妙な相違がある^㉔。しかし、その間の大永七年二月

に「遊佐弾正」と呼ばれる葬家の発給文書が存在することから³⁶⁾、いずれも同一人物とみてよからう。よって、義葬書状に明記される「弾正左衛門尉」が葬家個人の正確な通称であって、そのほかは家の通称に準じたものと判断される。

また、天文一八年（一五四九）の代替わりに伴い発給されたと思われる七月晦日付の畠山尚誠書状に、「猶遊佐弾正忠可申候」とあり、同日付で元家が副状を発給している³⁷⁾。ここから、遊佐弾正忠家を元家が継承していることを確認できる。元家の発給文書は、木沢長政没後の戦後処理に伴う天文一一年のものを上限とする³⁸⁾。一方の下限は天文二十一年で、それまでの花押を一新している³⁹⁾。

2 遊佐盛貞家

遊佐盛貞は、文明三年（一四七一）の「16」を最後として発給文書がみられなくなる。同じ年に、「越中子⁴⁰⁾」として名のみえる「遊佐孫太郎」は、文明九年に義就が河内へ下向した際、先陣をつとめた「遊佐中務」と同一人物ではないかと思われる⁴¹⁾。

中務丞の諱は就盛で、永正六年（一五〇九）を発給文書の終見とする⁴²⁾。中務丞の通称は延徳四年（一四九二）まで確認できるが⁴³⁾、明応二年（一四九三）の政変ののち上落してきた際には、「遊佐中務同名今一人」と見せ消ちのうえ「越中守・同子」と修正されている⁴⁴⁾。ここから、直前に中務丞から越中守へと改めたことが窺える。受領名と「盛」の通字を踏襲していることから、就盛は盛貞の後継者と判断してよからう。また、就家と就盛が、明応の政変を機に揃って河内守と越中守へ改称していることから、二つの受領名が畠山家分国の守護代家を意味する呼称となってい

ることもみてとれる。

なお、右にみえる就盛の子とは、直後に中務丞を継承している人物であろう⁴⁵⁾。「遊佐越中内者西村」は「遊佐中務代官西村」でもあるので、やはり就盛と中務丞某は同じ家のものである⁴⁶⁾。明応の政変ののち、上落してきた畠山基家は、就盛を副えて嫡子の義英を京都に残し河内へ下向する⁴⁷⁾。明応七年に京都から河内へ攻め入った畠山義英の軍勢は、「惣勝并遊佐越中守主従」であったので⁴⁸⁾、就盛は基本的に義英とともに在京していたようである。それに対し中務丞某は、明応三年二月に七日間滞京したのち帰国していることから、河内在国を原則としていた。

就盛は、文龜元年六月八日付書状では「遊佐越中守就盛」と署名をしているが、文龜三年九月には「遊佐河内守」と呼ばれている⁴⁹⁾。文龜二年五月には、「西村方へハ河州へ御披露」とみえるように、就盛の有力内衆である西村氏が「河州」への披露を担当していることから、文龜二年までに河内守へ改称したようである⁵⁰⁾。先述のように、遊佐就家が明応二年に名代として立てたのは、弟の後継者である遊佐弥六であった。しかも、その弥六も明応六年には没している。ここから、就家には適当な後継者がいなかったことが推測される。そのため、就盛が跡を継ぎ、守護代家筆頭となったのであろう。実際、就盛は、永正元年（一五〇四）に「就家下知状等之旨」に任せて、河内の観心寺領を安堵している⁵¹⁾。

のちに就盛は、永正三年に出家すると、「印叟宗盛」と名乗り、永正八年の船岡山合戦で没する⁵²⁾。出家後も、文書への署名には俗名の就盛を用いており、永正四年には遊佐基盛との連署状が確認できる⁵³⁾。通字から、基盛は就盛の後継者と考えられるので、これは義就流の河内守護代家と越中守護代家の連署状といえるだろう。基盛の通称「孫三郎」は、永正

三年三月一八日付畠山義英書状に「猶遊佐孫三郎可申候」とあって、同日付で基盛が副状を発給していることから判明する^⑦。

就盛が新たな後継として基盛を立てていることから、中務丞某の行方が気になるところであるが、明応六年に「越中子二人」^⑧が戦没しているのが、このときに没したのかも知れない^⑨。就盛には、他にも甲斐庄家を継承した男子などがいた^⑩。また、能役者である暮松氏の主人は、「遊佐印叟就盛」あるいは「遊佐河内守印宗・同子弟弾正左衛門」であった^⑪。ここから、河内守護代家を継承した遊佐堯家も、就盛の子息であった可能性が浮上する。以上のように、男子に恵まれた就盛は、義就流の有力内衆を一族で占めるようになった。

続けて、「中務丞」の通称と通字が一致する遊佐英盛が、八月五日付畠山在氏書状と同日付で副状を発給している^⑫。この副状の年代は、在氏の活動期にあたる天文期で、「就公方様御帰洛、此口可有出張候」と文中にあるように、將軍帰洛戦に伴うものがある。また、天文二年（一五五二）四月には遊佐越中守家盛なる人物が登場しており^⑬、英盛を差し置いて越中守を名乗ることもなからうから、それ以前に絞り込むことができる。以上の点から推測するに、英盛の副状は、天文一九年の足利義輝上洛戦に伴うものである可能性が高い^⑭。これが英盛発給文書の終見となる。一方の初見は永正一六年で、当時は「孫次郎」の通称を用いていた^⑮。孫次郎から中務丞への改称時期ははっきりしないが、遅くとも天文一一年には中務丞を名乗っている^⑯。

3 誉田就康家

年未詳の「9」の年次を推測するため、まずは誉田就康の先代にあたる久

康の動向について簡単に触れておく。彼は、紀伊口郡守護代であった享徳三年（一四五四）段階までは、俗人として「久康」と署名しているが、翌康正元年（一四五五）に山城守護代へ転じると、入道して「祥栄」を名乗る^⑰。よって、「9」の年代は、康正元年から誉田一族が軒並み戦死する長祿四年（一四六〇）までの間に絞ることができる^⑱。今谷明氏は、久康を山城守護代として位置付けているが^⑲、誉田遠江入道金宝が長祿二年に綴喜郡池田荘、同四年に相楽郡古河荘で守護代として関与していることから^⑳、厳密には久康が山城下五郡、金宝が山城上三郡の守護代である。

「五人奉行方」として活動していた頃の就康の通称は、「誉田孫三郎」と思われる^㉑。就康は文明七年（一四七五）二月に没したようで、四月には「誉田方代始之礼」をしている^㉒。

跡を継いだのは、誉田三郎左衛門尉正康である^㉓。その正康かどうかは不明ながら、明応六年（一四九七）に誉田氏は河内守護代の地位を巡って遊佐氏と対立して敗北し、さらに同年のうちに尚順方へ寝返ってしま^㉔う^㉕。そして明応九年には、誉田三河守が尚順方として誉田城の攻撃に参加し、討死している^㉖。

しばらくのちのこととなるが、大永七年（一五二七）には、義英方と敵対する誉田三河守真康が確認できる^㉗。一方で、永正一〇年（一五二三）には義英方の誉田氏が没しており、天文一二年（一五四三）にも在氏に従う誉田遠江守が存在する^㉘。これらの点から、義就流の遠江守家と政長流の三河守家の分裂状態は、長らく続いたといえるだろう。

三 義就の河内下向後

1 「河内三奉行」の成立

文明九年（一四七七）に畠山義就は河内に下向し、応仁以来の京都の戦火は終息に向かった。一方、河内では、菅田を拠点とした義就の分国支配が進展する。その徴候は、義就側近の花田家清・豊岡慶綱・小柳貞綱ら「河内三奉行」の登場に顕著に表れる。

それ以前に「五人奉行方」の構成にも若干の変化があったようで、河内下向直前の文明八年に東寺が畠山方へ歳末巻数を贈った面々は、「畠山殿・同菅田・斎藤新右衛門・中務・木沢左衛門助殿・同平」であった。菅田就康から正康へ、遊佐盛貞から就盛への世代交代は既述の通りだが、ここからは木沢助秀から木沢左衛門助への交代と、遊佐就家から平氏への交代も読み取れよう。

文明二年に、「右衛門佐内者菅田ハ八幡へ入云々、遊佐ハ野崎罷向」とあるように、両守護代家は京都から下向する。翌年にも「遊佐五郎此間野崎ニ取陣」とあるように、とりわけ就家の河内在陣は長期にわたった。そのため、就家に代わって平氏が准守護代家として「五人奉行方」に参入したのである。河内の就家が政長方の攻撃を受けると、京都から「遊佐越中・菅田・平三頭」が援軍として下っていることもその証左となる。

河内下向後の文明一八年頃における菅田の奉行の総勢は、次の八名であった。

【史料1】

河内国畠山右衛門佐方奉行

遊佐（就家） 遊佐中務丞
 菅田（正康） 平
 花田（家清） 豊岡（慶綱）
 小柳（貞綱） 濟藤

木沢家が姿を消して、代わりに遊佐就家が復帰したようである。内衆最高位の遊佐就家を筆頭に遊佐就盛・菅田正康の守護代家、そしてそれに続けて准守護代家の平家を記していることから、家格序列をそのままに表記したものと考えられる。遊佐盛貞・就盛家と菅田家の家格が、「五人奉行方」連署奉書の署判順と入れ替わっているが、菅田就康から正康に世代交代し、当主が若輩となったことに伴う変化かもしれない。そうだとすれば、家そのものの家格はほぼ同格ということになる。

そして、河内下向に伴い設置された「河内三奉行」が新たに加えられている。花田・豊岡・小柳三氏の連署奉書「17・18」では、花田氏と豊岡氏の署判順が入れ替わるので、両家の家格は同じである。ところが、小柳氏は数ある連署書状を含めても、常に目下に署判しているので家格は少し下がるようである。その序列も【史料1】には反映されている。

問題は末席の斎藤氏である。「五人奉行方」のうち斎藤宗時は、河内下向時にも健在で、先陣をつとめた遊佐就盛の次に連なっている。そのため、新興の「河内三奉行」よりも下位に位置するのはやや不可解である。遊佐家と菅田家の家格の逆転を踏まえると、斎藤家も世代交代したのではなかろうか。

以上のように整理すると、【史料1】は、「五人奉行方」と「河内三奉行」の総員を家格順に並べたものと評価できよう。「河内三奉行」が成立しても、「五人奉行方」は健在だったのである。

ただし、「五人奉行方」のうち顕著な動きがみえるのは守護代家のみとなっていく。この段階における畠山家と荘園領主の交渉は、川岡氏も指摘するように、「寺門奉行」たる守護代家の菅田正康が「披露状」の宛所となる書札礼上の正規の取次で、「河内三奉行」が当主側近として「内儀」の取次をするという複線的な形態をとるようになる⁷⁴。大乘院の政覚が、狛野荘一件の礼として、「豊岡并遊佐中務方ニ巻数」を贈っているのも、同様に正規の取次と内儀の取次の関係といえるだろう⁷⁵。その結果、本来の奉行人の姿は後景に退いていく。

2 「両奉行」への回帰と奉書様式の変化

延徳二年（一四九〇）に義就が没すると、翌年には花田家清と豊岡慶綱が、遊佐氏と菅田氏によって追放される⁷⁶。このとき「小柳一人相残」とされるように、小柳貞綱は追放の対象とはならなかった。そして、文龜元年（一五〇一）の観心寺への「堀銭」賦課にあたって、「自遊佐殿若党二人、一人ハ名字梅木原、一人者真庭、自両奉行者、小柳殿者鶴沼、木沢殿内ニハ山本、已上之上使⁷⁷」とみえる。遊佐氏からの若党に加え、小柳氏と木沢氏の「両奉行」から、上使が派遣されているのである。川岡勉氏は、ここに木沢氏の台頭を見出ししている。

その前年の明応九年（一五〇〇）にも、「従菅田両奉行之御衆・遊佐越中殿上使両三人⁷⁸」とみえる。ここでの「両奉行」も小柳氏と木沢氏で、遊佐氏は先述の「寺門奉行」に相当するのであろう。「河内三奉行」から「両奉行」への変化こそあるものの、荘園領主と畠山家の間の複線的な交渉のありかたは、河内下向後、普遍的なものとなりつつあった。

右の事例における小柳氏が、従前と変わらず貞綱に該当することは、文

龜元年八月の観心寺段銭皆済状を小柳貞綱と盛秀が連署で発給していることから確認できる⁷⁹。また、この一例から、盛秀が木沢氏に該当すると考えられる。これ以降、永正四年（一五〇七）に至るまでの奉書「19」²³には、全てに盛秀の署判が存在するが、同年に遊佐基盛が所領の件につき「相尋木沢」と述べていることも、盛秀を木沢氏に比定する証左となる⁸⁰。小柳貞綱の姿は、右の観心寺段銭皆済状を最後にみえなくなり、文龜元年一〇月の「19」からは某宗春が奉行人として活動を始める。その所見も「20」の永正三年までで、永正四年の「21」からは、某康綱が奉行人として登場する。「綱」の通字から小柳氏である可能性も考えられるが、これ以上の判断材料は見当たらない。

そして、木沢盛秀と某康綱の連署奉書「21」²³や小柳家綱と某宣忠の連署奉書「25・26」にて、署判の順序が前後入れ替わっているように、かつての奉行人と守護代家の連署はなくなり、対等の関係にある奉行人による連署奉書となる。なお、「27」の連署奉書を発給した小柳家綱と平英房も前後入れ替わって署判することがあるので⁸¹、両者ともに奉行人といえよう。そのほか、【表】には名前がみえないが、永正六年以降に奉行人的立場で三通ほど連署状を発給している遊佐英当と須屋武久が確認できる⁸²。彼らの署名順も入れ替わることがあるので、同格の奉行人とみてよからう。必ず日下に署判していた小柳氏が、そうではなくなっていることも注目される。川岡氏は、「河内三奉行」のうち花田家清・豊岡慶綱の抜けた穴を埋めるように木沢氏が台頭してきたと理解しているが、河内下向後も「五人奉行方」が存続していることを踏まえれば、むしろ「河内三奉行」として一定の経験を積んだ小柳氏が家格を上げて、「五人奉行方」のなかの奉行人に組み込まれたとみるほうが妥当かと思われる。その点は、河内

下向以前から存在した奉行人体制と同じく「両奉行」という二人体制となることから裏付けられよう。

以上の考察を踏まえて【表】をみると、次のような指摘ができる。義就の側近のみで構成される「河内三奉行」の成立に伴い、守護代家は奉書に署判することがなくなった。そして「河内三奉行」が解体されるに伴い、本来の「両奉行」体制への回帰が図られるが、守護代家が署判する様式は復活せず、奉行人が連署する様式が固まるのである。それに伴い、永正四年には、河内守護代家の遊佐就盛と越中守護代家の遊佐基盛の連署状がみられるようになる。莊園領主との交渉が複線的となったことは、このように文書上にも反映しているのである。

そして、右のような「両奉行」体制は、畠山義堯奉行人である小柳家綱と平英房の連署奉書〔27〕まで確認できる。木沢長政と対立して享禄五年（一五三三）に畠山義堯が滅ぶと、長政は新たに在氏を当主に推戴し、義就流を再興した。そこに義堯奉行人の姿はなく、「平若狭守」〔井口〕^{〔美濃守〕}に長政の弟である「木沢中務」を加えた三奉行制がとられた^{〔83〕}。

長政が没したのち、天文一八年（一五四九）に在氏から尚誠へ代替わりした際には、再び二人の奉行人体制となり、義堯奉行人であったため長政段階に姿を消していた小柳氏が木沢矩秀とともに奉行人に復活する。その二人の名とともに、義堯奉行人であった「平豊前入道」^{〔義堯〕}も、「奉行にてはなし」とはされるが中枢部に復帰している^{〔84〕}。

注目されるのは、天文二一年に、奉行人家である英房の後継者平誠佑と守護代家である遊佐家盛が、連署奉書〔28〕を発給していることである。畠山家本来の復古的な連署奉書はこの一通のみだが、奉書以外にも同様の連署状が天文二一年に集中してみられる^{〔85〕}。これは没落していた畠山尚誠

が、同年に河内奪回戦に踏み切ったことと無関係ではあるまい^{〔86〕}。

四 木沢家の系譜

1 義就の河内下向前

一章で指摘したように、木沢兵庫入道善堯と木沢常陸入道蓮因という二人の奉行人がほぼ同時に登場する。このように、木沢家は早くより二つの家が存在したようである。

また、応仁前後の奉書を網羅的に比較することによって、畠山家の奉書は日下に奉行人が、奥に守護代が連署する様式であったことが明白となった。それを踏まえると、「9・11」の日下に署判する某繁元や、長禄二年（一四五八）の「10」の日下に署判する木沢秀興も奉行人とみてよからう。秀興の通称は「左近大夫」で、嘉吉三年（一四四三）以来、畠山持国の奉行人をつとめている^{〔87〕}。文安年中（一四四四～四九）には、越中寒江荘のうち八町村内赤塚名の代官に就任していることも確認できる^{〔88〕}。この間、宝徳三年（一四五二）に京極氏に殺害された畠山氏被官の木沢氏がいるので、やはりこの時期にも木沢家は複数の系統が存在しているようである^{〔89〕}。

その人物との関係は不詳だが、長禄四年の「11」には、宛所に「木沢兵庫助」の名がみえる^{〔90〕}。「五人奉行方」の「兵庫」を通称とする助秀と、時的に近いので一致する可能性もあるだろう。このように、善堯以来の通称を受け継ぐ兵庫助家の存在が確認できることから、左近大夫家は蓮因の系統ではないかと思われる。

そして、木沢長政の出自を考えるにあたって注目されるのは、長政の父

浮泛の通称が「左近大夫」で秀興と一致することである。また、秀興が健在の時期にあたる「9」の文中に、東大寺領越中高瀬荘の代官として名のみえる「木沢孫四郎」にも着目したい。なぜなら、長政が高瀬荘の支配に關与しているだけでなく、長政の跡を継いだ相政も通称を「孫四郎」とするからである⁹⁾。

以上のように、木沢家は兵庫助家と左近大夫家の二系統が存在し、長政は後者を出自とすると考えられる。

2 義就の河内下向後

義就の河内下向直前には、助秀の後継者と考えられる木沢左衛門尉が確認できたが、下向後には奉行人から姿を消していた。ただし、木沢家が途絶えているわけではない。

誉田を訪れた招月庵正広は、文明一八年(一四八六)一〇月四日に「豊岡孫右衛門慶綱興行」の歌会に招かれており、さらにその三日後にも「小柳孫七・木沢孫六秀久など参会」の歌会にも同席している⁹²⁾。二年後の長享二年(一四八八)にも正広は誉田を訪れており、まず一〇月二日に「小柳孫七興行」の歌会に参加したのち、二二日には「孫右衛門尉慶綱すゝめ」の歌会に、そして二三日には「孫六秀久すゝめ」の歌会に参加している⁹³⁾。

このように「河内三奉行」と近い立場にいる木沢秀久の存在が確認できる。問題は、彼が兵庫助家と左近大夫家の何れにあたるのかという点であるが、ここで想起されるのが、豊岡慶綱と花田家清の追放が、義就側近の排除と「両奉行」制への回帰を目的としたものであったということである。その結果として奉行人に抜擢された木沢盛秀が、義就側近に近い秀久系統

の人物であるとは考え難い。

盛秀の文書上の終見は永正四年(一五〇七)の「21」であるが、その年のうちから畠山義英が籠もる河内嶽山城が細川勢に攻められ、翌五年正月一七日には木沢兵庫助らが討たれて落城している⁹⁴⁾。兵庫助家は諱の下に「秀」を、左近大夫家は諱の上に「秀」を用いる傾向があることから、盛秀は右の木沢兵庫助にあたりと判断される。そこから敷衍すると、秀久は左近大夫家であろう。兵庫助家の通字「秀」を左近大夫家が諱の上に戴くことから、本家が兵庫助家で、左近大夫家は分家といえるかもしれない。

明応二年(一四九三)五月に上洛してきた畠山基家の先陣をつとめたのは「遊佐越中守父子」で、その軍勢のなかに木沢氏の名もみえる⁹⁵⁾。在京中の基家の取次をつとめる「木沢修理進」も確認できるが、兵庫助家と左近大夫家のいずれに属するのかは判断がつけがたい⁹⁶⁾。七月に基家は河内に下向するが、そのとき「遊佐越中守・平・木沢・隅田此四員」は基家息の義英に添えられて京都に残っている⁹⁷⁾。京都に残った木沢氏の活動は若干確認できるが、名前は不詳である⁹⁸⁾。ただし、これ以降、誉田にて奉行人として活動するのは盛秀なので、在京していたのは左近大夫家の系統ではないかと思われる⁹⁹⁾。

その点を検証する手がかりは、木沢浮泛が天文元年(一五三二)に三条西実隆へ酒肴を贈った経緯にある¹⁰⁾。浮泛に覚えがない実隆は、なぜか如として贈ってきたのか確認したところ、浮泛は「故下冷泉同道卅年前来之者也」と主張している。義英が京都を離れる明応七年が、天文元年から三四年前にあたるので、在京していた木沢氏は浮泛であると想定できよう。

在京していた頃の義英は、細川政元の庇護下で育つこととなる。例えば、今熊野にいる母を訪ねた政元一行は、「右京大夫一族以下召具、騎馬二十

一騎、其内畠山御雜司在之」で構成されており、「細川与畠山ハ主従儀也」と擲論されるような状況にあった^(前)。のちのち、木沢長政が細川家と畠山家の間を渡り歩くような家格となりえたのは、浮泛がこのような環境のなかで重要な役割を果たしていたからかもしれない。また、冷泉政為と交遊を持っているように、公家社会との繋がりがあったことも看過できない。さらに、基家が没して義英へ代替わりすると、畠山家中で最も幅を利かせることとなる遊佐就盛と行動をとにもしていることも、浮泛が急成長を遂げた要因として注目しうる。

先述のように、天文一八年の畠山尚氏から尚誠への代替わりにあたって、木沢長政段階に排除されていた奉行人層が尚誠のもとへ復帰する。そのなかに木沢矩秀が含まれることは見逃せない。「秀」の通字のありかたからも、彼は兵庫助家の人物と考えられる。

以上のように、木沢家は、早い段階から善堯—助秀—左衛門尉—盛秀—矩秀という兵庫助家と、蓮因—秀興—孫四郎—秀久—浮泛—長政—相政という左近大夫家の二系統が存在していた。当初は、善堯と蓮因の両者が奉行人をつとめていたが、嘉吉三年（一四四三）から長祿二年には秀興の在職が、そして応仁二年から文明三年までは木沢助秀の在職が確認できる。

このように兵庫助家と左近大夫家が、交互に当主の近くに抜擢される傾向は以後も続く。

助秀のあとはその後継と思われる左衛門尉の名が一時みられるが、河内下向とともに姿を消し、義就の側近集団のなかに秀久の名が確認できる。義就の死とともに側近集団が追放されると、盛秀が奉行人に就任する。そののち義英・義堯が流浪し勢力を減退させるなかで、浮泛・長政父子が台頭してきた。ところが長政が滅亡すると、矩秀が奉行人として登場するの

である。ここから、両木沢家は同じ義就流に属しながらも、競合関係にあったといえるのではなからうか。この推測が正しければ、誉田家のように木沢家が分裂して離反するのも、時間の問題だったといえるだろう。

また、木沢家は守護代層と扱われることもあったが、少なくとも本家筋と考えられる兵庫助家は、家職ともいえるべき奉行人を一貫してつとめていたことが確認できた。それに対して左近大夫家は、当主の近くに仕えていることはわかるが、もはや奉行人にもなることはなかった。したがって、木沢長政が地位を上昇させた要因を、これ以上家の性格から追究するのは困難かと思われる。

むすびにかえて

本稿では、畠山家における奉書様式の変化に着目することで、発給者に名を連ねる木沢家の立場について検討してきた。その結果、木沢家の家格は一貫して奉行人であり、守護代層とは明らかに区別されるべき存在であることが確認できた。また、木沢長政は、さらにその庶流出身であると想定できた。よって、木沢長政が台頭する過程に関する議論は、いったん振り出しに戻ったといえる。

ただし、父の浮泛が細川政元庇護下にある畠山義英に従って在京していたことや、浮泛が行動をとにもする遊佐就盛が畠山家中で最大勢力となることなどが新たに浮上してきた。長政が細川家と畠山家を渡り歩くようになる要因、京都支配に積極的に関与する要因、畠山家中で急成長した要因は、いずれの淵源も浮泛段階に求められるのである。ただ、残念ながら浮泛段階の史料はこれ以上残されていないので、長政台頭の背景については、

長政個人を対象とすることで、稿を改めて検討したい。

ここでは、本稿でみてきた畠山家の奉書の変容について、旧稿で論じた細川京兆家の事例を踏まえつつ⁽⁶⁾、俯瞰的な視点から捉え直ししておく。

戦国期の室町幕府は、管領政治から將軍親政へと規模を縮小することで立て直しを図っていく。そのため、幕府と管領の関係は相対的に疎遠となり、京兆家でも側近を抜擢して独自に権力の再編を図るようになる。文筆官僚として奉行人の身分を比較的低位設定している京兆家の場合は、それまでみられない名字の者が奉行人に参入するようになる。畠山家の奉行人は、守護代との連署がみられることから明らかなように、家格が高めに設定されていたため、そこに組み込むことはできず、「河内三奉行」という新たな在国奉行人を設置することとなったのである。その結果、奉行人と守護代家で文書発給ルートが分割され、柔軟な対応が可能となった。

応仁以前の奉書は、受益者のもとに送られるとはいっても、【表】の宛所をみても明らかなように、体裁はあくまでも被官への命令文書であった。その点は、京兆家の奉書と一致する。畠山家の場合は、応仁の乱を契機として、地下宛てとなる「五人奉行方」奉書が登場する。京兆家の場合、奉書様式を簡単には崩さず、地下宛ての奉書は延徳三年（一四九一）が初見であるが、細川勝元の直書はやはり応仁の乱を契機に地下宛てのものが登場する。その理由を旧稿では、戦争を遂行するにあたって、地下の掌握が不可欠であったためと推測したが、その点は畠山氏も軌を一にすることから裏付けられよう。小谷利明氏も指摘するように、「五人奉行方」奉書は、義就が実力をもって山城一国を軍事的に占領しようとするなかで登場したものである。

例えば興福寺は、畠山家に対して義就への直状でやりとりするか、守護

代家で「寺門奉行」でもある菅田正康への披露状を通じてやりとりするか困惑している。その理由は、「近年右衛門佐殿依威勢、大都公武以当座追従、書状之礼義多以披露状也、於左衛門守殿者、毎年守上古之儀懇懇無極、於右衛門佐殿者、是モ以上古雖被為宗、以外強儀太之間、当時被任雅意時節可為如何哉、進退難測量⁽⁷⁾」というものであった。義就の書札礼は「威勢」によって変化しつつあったのである。

京兆家と畠山家では、奉書の成立過程が異なるため、戦国期以降の変容にも相違がみられるが、直面する課題が近似するため、大局においては同様の対応が見出される。こうした変化の同質性から社会の変動のありようをみていくとともに、差異の部分から家の特質を読み取っていくことが今後の課題となってくる。

註

(1) 弓倉弘年「戦国期義就流畠山氏の動向」(同『中世後期畿内近国守護の研究』清文堂出版、二〇〇六年)。山下真理子「天文期木沢長政の動向」(『大正大学大学院研究論集』第三八号、二〇一四年)。

(2) 弓倉弘年「紀伊守護家畠山氏の支配体制」(前掲註(1)弓倉著書)。

(3) 「廿一口方評定引付」応仁三年四月二五日条(東寺百合文書天地之部三七号)。

(4) 川岡勉「河内国守護畠山氏における守護代と奉行人」(同『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九七年)。以下、川岡氏の所説はこれによる。

(5) 前掲註(1)弓倉論文。

(6) 小谷利明「奉書様式文書と奉行人文書」(同『畿内戦国期守護と地域社会』清文堂出版、二〇〇三年、初出一九九七年)。以下、小谷氏の所説はこれによる。

る。

- (7) 矢田俊文「戦国期守護家・守護代家奉書と署判者」(同編『戦国期の権力と文書』高志書院、二〇〇四年)。
- (8) 『醍醐寺文書』一四四号。
- (9) 【表】では「8」以前に若干空白期がみられるが、『康富記』正長二年(一二二九)八月二十八日条でも奉行人としての発給文書が確認できる。
- (10) 『御前落居奉書』(『室町幕府引付史料集成』上巻五六頁・七五頁)。
- (11) 東寺百合文書を函四四号・四五号。
- (12) いずれも東京大学史料編纂所の影写本・写真帳にて、刊本の署名を訂正した。前掲註(2)弓倉論文は、秀為の署名を「秀明」と読み、菊大路家文書七三三号『石清水文書』六)と『高野山文書』六九一号も同一人物の発給文書と指摘する。たしかに、「秀明」を崩したような署名も存在するが、花押の一部と署名が重なったことによるもので、必ずしも全ての署名が「秀明」と読めるわけではない。そのため、全ての署名に適応しそうなのは、秀為だと判断した。
- (13) 『晴富宿禰記』文明一〇年四月一五日条・一七日程。勤修寺文書(東京大学史料編纂所影写本)のうち年未詳七月二〇日付伊地知直賢書状および明応八年七月付同禁制。前掲註(2)弓倉論文で、某姓直秋(直賢)とされている人物は彼のことであろう。
- (14) 今谷明「室町時代の河内守護」および「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿」(同『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年)。
- (15) 弓倉弘年「畠山氏分裂の原因に関して」(前掲註(1)弓倉著書)。
- (16) 「廿一口方評定引付」文明元年六月一六日程(東寺百合文書天地之部三七号)。
- (17) 「最勝光院方評定引付」応仁二年八月二四日程(東寺百合文書け函二二号)。
- (18) 『観心寺文書』一七三号・二一四号。
- (19) 「鎮守八幡宮供僧評定引付」文明元年七月一七日程・同二年正月一九日程(東寺百合文書ね函二二号)。
- (20) 『北野社家日記』延徳二年正月二九日程・明応二年八月三日程。『蔭涼軒日録』明応二年八月一四日程。
- (21) 『康富記』嘉吉二年八月二二日程・二八日程。
- (22) 『大乘院寺社雑事記』長祿四年九月一七日程。
- (23) 拙稿「細川高国の近習と内衆の再編」(『史敏』通巻一三三号、二〇一五年)。
- (24) 『蔭涼軒日録』明応二年五月二二日程。
- (25) 『親長卿記』文明六年七月二六日程。『大乘院寺社雑事記』同月二七日程。
- (26) 『大乘院寺社雑事記』明応四年一月四日程・明応五年一〇月五日程。「明応六年記」明応六年七月三日程(『統群書類従』第二輯下)。「東寺過去帳」No. 二七七。「東寺過去帳」は、馬田綾子「中世東寺の過去帳について」(『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』研究代表者高橋敏子、二〇〇五年)による。
- (27) 『後法興院記』明応六年一月一八日程・二四日程。
- (28) 『金剛寺文書』二四八号。
- (29) 『談山神社文書』六号。「室町家御内書案」(『改定史籍集覧』第二七冊六七五頁)。
- (30) 奥家文書二二号(『和歌山県史』中世史料一)。
- (31) 法隆寺文書二函一一九号・二九〇号(『法隆寺の至宝』第八巻)。
- (32) 法隆寺文書二函二八九号。
- (33) 二見文書三五号(『五條市史』史料)。
- (34) 『大乘院寺社雑事記』文明九年一〇月二日程。「廿一口方評定引付」文明三年三月一八日程(東寺百合文書天地之部三八号)。

- (35) 東寺百合文書二函二六四号。『金剛寺文書』二二七号。
- (36) 『大乘院寺社雜事記』延徳四年正月四日条。「蓮成院記録」延徳四年四月六日条(『多聞院日記』第五卷)。
- (37) 『晴富宿禰記』明応二年五月一九日条。
- (38) 『蔭涼軒日録』明応二年七月二二日条。
- (39) 『大乘院寺社雜事記』明応九年二月二六日条。
- (40) 『蔭涼軒日録』明応二年七月二八日条。
- (41) 『大乘院寺社雜事記』明応七年九月二六日条。『後法興院記』同年八月二日条・九日条。
- (42) 『文龜年中記写』文龜元年六月条・文龜三年九月八日条(末柄豊「国立公文書館所蔵『文龜年中記写』」(『中世後期南都蒐蔵古典籍の復元的研究』研究代表者武井和人、二〇〇六年)。
- (43) 『観心寺文書』五七三号。西村氏が盛貞・就盛の有力内衆であることは、「廿一口方評定引付」応仁三年三月二二日条・文明二年一月二日条(東寺百合文書天地之部三七号・ち函一九号)や、「文龜年中記写」永正元年一月二五日条でも確認できる。
- (44) 『観心寺文書』五八二号。
- (45) 『多聞院日記』永正三年二月七日条。同上永正四年二月四日条に「印宗」。「不問物語」永正八年八月二四日条(和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」(『跡見学園女子大学紀要』第一六号、一九八三年))に「遊佐河内入道印叟」。「養徳院祠堂年月牌覚」(『大徳寺文書』二三九三号)に八月二四日を没日とする「印叟宗盛」がみえる。
- (46) 有井家文書(『高野山文書』第一二卷二七一号)。興国寺文書三四号(『和歌山県史』中世史料二)。
- (47) 法隆寺文書八函二九七号・二五一号。『多聞院日記』永正四年二月四日条にも孫三郎の名がみえる。
- (48) 『後法興院記』明応六年一月一八日条。
- (49) 「東寺過去帳」No.四八七。
- (50) 宮本圭造「武家手猿楽の系譜」(『能楽研究』第三六号、二〇一一年)。
- (51) 『談山神社文書』一七号・二〇号。
- (52) 『真観寺文書の研究』四八号。
- (53) 前掲註(1)弓倉論文は、在氏書状と英盛副状を取り次ぐ「木沢左衛門大夫」の存在から長政の出自について推測しているが、長政没後のものなので出自を推測する手がかりとはならない。
- (54) 興福院文書(東京大学史料編纂所影写本)のうち永正一六年九月二六日付遊佐英盛書状。この文書については、拙稿「細川澄元陣営の再編と上洛戦」(『史敏』通巻一四号、二〇一六年)。
- (55) 『大館常興日記』天文二一年五月二一日条。
- (56) 前掲註(2)弓倉論文。勸修寺文書(東京大学史料編纂所影写本)のうち康正元年二月付畠山義就書状案に、「守護代菅田三川入道」とみえるのが入道の初見である。
- (57) 『大乘院寺社雜事記』長祿四年一〇月一〇日条。『経覚私要鈔』長祿四年一〇月一一日条。「長祿寛正記」長祿四年一〇月一〇日条(『群書類従』第二〇輯)によると、金宝は久康の伯父にあたる。
- (58) 前掲註(14)今谷「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿」。
- (59) 『北野社家日記』第八、一五頁。『大乘院寺社雜事記』長祿四年二月九日条。
- (60) 「廿一口方評定引付」文明三年八月二四日条(東寺百合文書天地之部三八号)。
- (61) 『大乘院寺社雜事記』文明七年二月三日条。「廿一口方評定引付」文明七年

- 四月二日条（東寺百合文書ち函二一〇号）。
- (62) 『大乘院寺社雜事記』文明一七年九月二日条。『多聞院日記』文明一六年五月二七日条。
- (63) 『大乘院寺社雜事記』明応六年七月一九日条。「明応六年記」明応六年七月二四日条。『大乘院寺社雜事記』明応六年一月一八日条。
- (64) 「東寺過去帳」No.五八三。
- (65) 『蟠川家文書』四九三号。
- (66) 「東寺過去帳」No.一一六二。『天文日記』天文二二年四月二四日条。
- (67) 「廿一口方評定引付」文明八年二月二〇日条（東寺百合文書ち函二三号）。
- (68) 『經覚私要鈔』文明二年七月二一日条。
- (69) 『經覚私要鈔』文明三年六月二二日条。
- (70) 『經覚私要鈔』文明三年七月二〇日条・二二日条。
- (71) 「文明十六七年記」『大日本史料』延徳二年二月二二日条。国立公文書館デジタルアーカイブにより配列を原文書に合わせた。
- (72) 『多聞院日記』文明一六年二月一八日条。『政覚大僧正記』文明一七年四月二四日条。法隆寺文書ニ函二六九号。豊岡氏の家が相対的に高いことは、「奏者豊岡木沢」とみえるように、河内下向以前から木沢氏とともに畠山義就の奏者をつとめていることから窺える（「廿一口方評定引付」文明五年一月二五日条〔東寺百合文書ち函二〇号〕）。小柳氏はオヤナギと読むようなのではないかと考えられる。もしそれが正しければ、他国衆であることが家格の低さの要因であろう。
- (73) 『大乘院寺社雜事記』文明九年一〇月二日条。
- (74) 『多聞院日記』文明一六年一月二〇日条。畿内におけるこのような複線的な取次関係の意義については、拙稿「細川晴元の取次と内衆の対立構造」〔ヒストリア〕第二五八号、二〇一六年〕を参照されたい。
- (75) 『政覚大僧正記』文明一七年一月一〇日条。
- (76) 『大乘院寺社雜事記』延徳三年二月二五日条。
- (77) 『観心寺文書』五二〇号。
- (78) 東寺百合文書ネ函一三七号。明応三年から文亀元年にかけて、連署にて観心寺段錢皆済状を發給している人物は、明応三年のそれに「観心寺ニテ直ニ小柳殿へ被召仕候」とあることから、両奉行の上使と考えられる（『観心寺文書』三九八号〜四〇四号）。事情は不明ながら、文亀元年のみ、本文で述べたように、木沢盛秀と小柳貞綱の両奉行が自ら段錢皆済状を發給している。
- (79) 『観心寺文書』四〇五号。
- (80) 『春日大社文書』三七五号。
- (81) 建水分神社文書（「建水分神社の文化財」八号）。両者の連署状には『観心寺文書』二二六号もある。
- (82) 『金剛寺文書』二二九号。『談山神社文書』二五号・二六号。
- (83) 『観心寺文書』三三〇号。
- (84) 『観心寺文書』三八四号。英房の諱は、同上二四三号による。
- (85) 『真観寺文書の研究』四八号。栄山寺文書二二七号（『五條市史』史料）。二見文書三五号（同上）。
- (86) 弓倉弘年「畠山義就の子孫達」（前掲註（上）弓倉著書）。
- (87) 『壬生家文書』一七六七号。『秋藩閩閩録』卷二二―一周布吉兵衛一〇九号・一一一―一四号。
- (88) 『賀茂御祖皇太神宮諸国神戸記』卷四（『富山県史』史料編Ⅱ、七四一―一四一）。
- (89) 『康富記』享徳二年（一四五三）一〇月二一日条にもその名がみえるほか、同

上嘉吉二年一〇月三日条・文安六年五月九日条にみえる木沢氏も、奉行人や奏者の役割を担っていることから秀興であろう。

(89) 『康富記』宝徳三年九月九日条。

(90) 直後には、討死している「木沢山城守」も確認できるが、系譜上の位置付けはわからない(『大乘院寺社雑事記』長祿四年五月二五日条)。

(91) 拙稿「木沢長政の墓と遺族の動向」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第二八号、二〇一七年)。

(92) 『松下集』文明一八年一〇月四日条・七日条(『私家集大成』第六卷二九一頁)。

(93) 『松下集』長享二年一〇月二日・三日条(『私家集大成』第六卷二九七頁)。そのほか、「古今消息集」(内閣文庫蔵)所収の年未詳四月八日付某助茂納状写の宛所にも「木沢孫六」の名がみえる。

(94) 「不問物語」永正五年正月一七日条。

(95) 『蔭涼軒日録』明応二年五月一九日条。

(96) 『北野社家日記』明応二年七月二日条。筑波大学附属図書館ホームページの写真にて一部修正した。

(97) 『蔭涼軒日録』明応二年七月二八日条。『北野社家日記』明応二年七月二八日条では、「京都ニ残面々遊佐越中・平父子」とされる。

(98) 『北野社家日記』明応二年九月四日条。

(99) 例えば明応三年に、河内より山城へ進出し泊新城に入った「木沢」は、河内に在国していた兵庫助家の系統であろう(『大乘院寺社雑事記』明応三年一〇月五日条)。

(100) 『実隆公記』天文元年一月二日条。

(101) 『大乘院寺社雑事記』明応三年二月三日条。

(102) 拙稿「戦国期畿内政治史と細川権力の展開」(『日本史研究』第六四二号、二〇一六年)および「奉行人奉書にみる細川京兆家の政治姿勢」(『大阪大谷大学歴史文化研究』第二六号、二〇一六年)。

(103) 『多聞院日記』文明一六年五月二七日条。

○一六年) および「奉行人奉書にみる細川京兆家の政治姿勢」(『大阪大谷大学歴史文化研究』第二六号、二〇一六年)。